

第 19 回 倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会議事録  
議事（要旨）

日時：平成24年10月10日（水）

10：00～12：16

場所：倉敷駅周辺開発事務所

2階 会議室

第 19 回 倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会議事録

平成24年10月10日(水)

10:00～12:16

於 倉敷駅周辺開発事務所  
2階 会議室

【出席者】

委員 ; 小野(質)会長、森山副会長、荻野委員、陶浪委員、鳥越委員、  
小野(年)委員、小野(太)委員、守谷委員、藤原委員  
(欠席 1名)

事務局 ; 受川局長、久本部長、安田所長、斉藤副参事、辻課長主幹、  
潮見課長主幹、鳩課長主幹、山本課長主幹、光枝主任  
三宅主任、佐藤主任

傍聴者 ; 6名

【審議会会議内容】

- 1 開 会
- 2 会議の成立宣言
- 3 署名委員の指名
- 4 動議の提出
- 5 閉 会

## 【議事】

(◎会長 ○委員 ●事務局)

1 ●： 開 会

2 会議の成立宣言

●： 開会に際しまして、会議の成立要件の確認でございますが、本日の会議の出席者は9名でございますので、土地区画整理法第62条第3項の規定によりまして会議は成立いたしますことをご報告申し上げます。それでは、これより議事に入らせていただきますが、会議録作成のため会議を録音させていただきますこと及び会議状況を写真にて撮影させていただきますことをあらかじめご了承いただきますようよろしくお願いをいたします。次に、本日傍聴でお越しいただきました皆様へ入場の際にお渡しいたしました傍聴証の裏側に傍聴に関する注意事項として「審議会を傍聴される方へ」というのがございますので、いま一度ごらんいただき、お守りいただきますようお願いいたします。また、携帯電話につきまして電源をお切りいただくか、マナーモードにさせていただきますよう重ねてお願いいたします。それでは、倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会会議規程第2条第2項の規定に基づき、会長が会議の議長になることと定められておりますので、これより小野会長に議事進行をお願いいたします。

◎： 皆さんおはようございます。ということで司会の方ありがとうございました。これより議事進行をさせていただきますが、本日の審議会の公開、非公開ということについてなのですが、本日の審議会は報告事項といたしまして「第18回審議会議事録の内容」と「今後の予定」ということになっているわけなのですが、ちょっと皆さん方の、審議委員のお手元に届いていたり、傍聴人さんのお手元に届いております「区画整理だより」のNo.31というところで、今日は審議会の内容については「現在の状況について」を説明をいたしました。今日の状況下においてはですね、今後の予定についてというような報告事項であると区画整理事務所によるアナウンスがあったのですが、前回の会議の区切りのところで審議会の皆さんのお手元の議事録の中のページ38の下から7行目以下のところに前回の予定の2というのがまだ済んでいないということでの私の締めくくりの言葉があったりするのですが、報告事項がありますので、ちょっと今日報告事項についてはまず第1段階、そういうことに関連すること及び1番の審議会議事録内容についてということからとりあえず始めさせていただきたいと思います。公開、非公開については個人情報含まれておりませんということですので、本日は公開ということで傍聴人の皆様には出席をしていただいております。

### 3 署名委員の指名

◎： 続きまして、会議次第の3というところで、本日の審議会議事録の署名委員でございますが、倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会会議規程に基づき本日の署名委員としては小野年紀委員と小野太宇司委員にお願いします。

引き続きまして会議次第の報告事項1に入っていきたいと思います。まず、第18回審議会の議事録の内容及びそれに関連することがありましたら発言をお願いいたします。

### 4 動議の提出

○： それではあ、よろしいか。

◎： はい、■■■委員どうぞ。

○： あの、ここで、動議を1件、提案したいのですけれど。どういうことかといいますと、区画整理事業がスムーズに進まない要因は、どういうことだと市の方は考えておられますか。そして、それを解決することが一番大事だと思うのですけれど、その解決する方法を教えていただければと、いかがですか。

◎： 今のは教えていただきたいという市に発言を求めているのですか。それとも、動議としていくのであれば。

○： 動議です。

◎： 区画整理が進まない要因というのがありますということと、それに対して事実等に基づいてそれをどう解決していくかということを確認する必要があると。その解決の糸口になるような対処方法を市当局は明らかにしてくれと、そのことを動議として提出しますと。それに対して市はそれに回答を含めて対処法を示してくださいと、そういう意味でしょうか。

○： そうです。

◎： そういうことでしたら、この審議会の議事録等で前回もいろいろとそういった点について議論がされましたけれども、動議として採択するに当たっては、今の動議として出されたことに対するセコンド、賛同者という方がおられるかどうかによって議題になるかならないか決まりますので、それに対する賛同者の方がおられましたら挙手をお願いしたいと思うのですが。

[賛成者挙手]

◎： 5名ですね。ということになりますと、9分の5ということですので、先ほどの■■■委員の発言は動議として議題にするということが今、決議されました。引き続きまして、そのことに対しましてそれを議題に上げたわけですので、それをそのとおりに実行

してくれという市当局に対する決議にするかどうかの決議をとりたいと思います。では、その■■委員の動議に対しましてそのように決議をすると、いや、そうではないということの賛否をとりたいと思います。まず、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

- ◎： 5名ですね。今日の出席者は9人、私を含めてでございますが、実質委員は8名に対する5名ということになりますので、議題として採択され、そのとおり市に対処及び解決方法の提示を求めるということは決議されました。まずは、それと併せまして次の段階に移りたいと思いますが、さらに審議会の議事録及びそれに関連することでその他ありましたらお願いしたいと思います。発言をお願いいたします。
- ： よろしいか。
- ◎： はい、どうぞ、■■委員どうぞ。
- ： もう一件動議を出させてもらってよろしいですか。前回、18回の際にありました古市前市長の回答の件ですけれど、ここへ議事録が出ているのですが、そういうことと違うのではないかと、途中経過として、この辺を正していただければということです。意味がわかりますかね。この前、事務局より回答があった、説明があったのですが、どうもあれから会議録を見てみると異なっているような感じがするので、その辺をはっきりさせてもらいたい。それが議事録として残るのであれば、やはり後々までも尾を引いてくるのではないかと、そういう感じがします。
- ： 議事録のどの辺が問題なのかというのをはっきりさせていただきたい。
- ： 平成17年8月29日の市長発言、たまたま今、偶然ここ開いてますから。
- ◎： お手元の何ページになりますか。
- ： 1の39ですかね。8月29日の市長答弁、この部分なのですが。
- ： 集会の議事録でしょう。
- ： 議事録のどこが問題かということが。
- ： 18回の議事録であれば・・・。
- ： 18・・・、35ページ。
- ： 29ページの上じゃない。
- ◎： 29ページの一番上の方なんかはそれに該当するのではないのですか。
- ： 28ページと29ページ。
- ◎： 今、配布している29ページですね。
- ： 29ページです。
- ◎： 極端に言えば当局の答弁が、古市市長時代からの経過の上で事実と異なる答弁等をされているというくだりがあるのですが、そのことですかね。
- ： そのことです。

- ◎：　そうですね。28ページの下から9行目から29ページの上、7行目ぐらいにかけての話ですね。
- ：　そうです。
- ◎：　さらに、29ページは市長からの回答がなかったというような発言、市長は無言だったとかいう発言。実はそうではなかったというのが過去の議事録等からわかっているというのが今の■■委員の提示された資料ですかね。
- ：　そうです。
- ◎：　で、いいですね。
- ：　そうです。
- ◎：　ということは、ちょっと話が長くなるので、私なりに整理させてもらいますと、審議会の場合等で諮問して、それに対する市側のいわゆる事務所側の答弁が事実と異なるようなことをしてもらっては困ると。
- ：　ということです。
- ◎：　だから、今後は正しく事実に基づいた内容の答弁をしてくれと、それを求めるという動議ということであれば動議になるのですが、そういうことでよろしいですか。言葉の点を含めて訂正等がありましたら。
- ：　そうです、今、言われたとおりです。
- ◎：　今、言ったとおりでいいですか。
- ：　そうです。
- ◎：　僕はそう理解したんですが。
- ：　はい。
- ：　ちょっとよろしいでしょうか。
- ◎：　はい、■■委員どうぞ。
- ：　このお話ですけど、古市市長に住民がお尋ねしたらそこに書いてあるとおりの、それは住民との同意と賛成が合意されないと、できないというようなことを確か言われました。この前の会議の時には、もう名指しで言ってもよろしいか、職員を。
- ◎：　事実であれば結構だと思います。
- ：　ああ、そう。古市市長は何も言われなかったというような発言をされたのです、市側が。いや、そうではない、議事録にもある、皆さんも町民は皆聞いているのです、その中で、来られた方は。そういった事実と異なる市が発言をされたというこれは、はっきり言って嘘をついたような発言です。こういったやり方をずっとしてきているから、もう住民は市の言っていることは嘘つきばかりで、区画整理を進めようとするに当たって、嘘をついてまでやっていこうとすると大きな不信感を持つ、ここでまた一つ不信感を持ったわけです、私だけではないのです。これもそれぞれの人たちが聞いて帰られた人

が次々にお伝えして、こういう問題、これは違うのではないか、市側はこういったことをしていると。本当のことをやってくれないとこれから言われたとおりを発言され何かされればいいのですけれども、曲がったことを言われるようであれば、それでは住民はついてこないと思うのですよ、はっきり言って。どうなのでしょう。市側としてどう思いますか。それで、また証人を呼んで来いと、言った言わないということになったら駄目なので、証人も呼んで来いと言えば呼んできます。

- ： 会長よろしいですか。
- ◎： はい、発言を認めます。
- ： 今のお話、この議事録については先日の審議会の内容で間違いはないわけですね。こういう話になっていますから、ですよね。ですから、議事録そのものについては間違いではない。それで、この議事録のこの先日の審議会での話の内容は、双方見解の相違ということですね。ここに書かれているのは、相違があります・・・。
- ： 見解の相違とって・・・。
- ： ですね。
- ： 見解の相違ではないですよ。
- ： えっ。
- ： ちゃんと文書に残っていますよ。
- ： だから、その文書が前のところのは残っている、残ってないということでしょう。
- ： 言っていることは。
- ： だからこれはいつの、正式のものですか、議事録は。
- ： 正式なのでしょう、平成17年9月3日土地区画整理事業に関する会議録、会議記録、場所が倉敷駅周辺開発・・・。
- ： 作ったのはどこですか。
- ： これは印鑑がありませんが。
- ： 市の・・・。
- ◎： 区画整理事務所がみんなに、当時の参加者に配ったものですね。
- ： 市の方が？
- ◎： はい。
- ： ああ、そう。
- ： それの14ページによれば。
- ： ということは、市の方が配ったということは当然、所長は赴任前でしょうからご存じないかもしれませんが、開発事務所の中にはその議事録が残っているわけですね。ということは、これは素直に間違いですと認めるべきですね。
- ： はい。

- ： そうしていただけますか。
- ◎： ということで、先ほどの動議等の延長線上で今の最後の■■委員の指摘までの話でいきますと、要するに前回のこの議事録等及びその答弁の内容等についてはきちんと事実に基づいた形で、責任を持った形で昔の古市市長時代からということ、いわゆる歴史的な経過の上で事実に基づいての責任ある答弁をしてくれと。
- ： そうです。
- ◎： そのことを決議するという動議ということでよろしいのでしょうか、短くするとそういうことになるのですが。
- ： ちょっと会長、進行。
- ◎： はい。
- ： 今、議題はこの議事録の内容がこれでいいかどうかという議論。それから、その議事録の内容だから発言が違っているのではないか、当日話した内容がそのまま載っているかどうかということの今、審議をしているわけですよ。だから、それが違うのなら違うというのだけれど、それは当日の発言と違うという、当日ですよ、審議会の発言と違うか違わないかをとりあえず決めた上で、その議事録にはこういう内容が書いてあるけれども、別の資料によっては違うので、その点はどうかという次の議論になるのではないのですか。
- ： そうです。
- ： 議事録が妥当かどうかということは、当日の発言がそのまま記載されているか記載されていないかなのです。ただし、そのまま記載されていることが絶対正しいかどうかというと、今、いろいろ議論が出ているようにそれが問題ではないかという次の問題になると思うのですよ。
- ： はい。
- ： 次の議論があるのではないですか。
- ： はい。
- ◎： 確かに■■委員が指摘されたことも当然の部分があります。ただ、この議事録自体が逆に今のような動議を提出するような内容の連続性や妥当性、正確性に欠ける部分があるということになりますと、今後はそれを正した形の発言、責任がある発言というようなことが当然想起されての動議だと思います。
- ： だから、動議はいいのです。動議はいいので、今やっているのはこの前の発言どおりに記載されているのか、この前の発言とは違うことが記載されているのか、これが今日のこの内容について今問題になっていることで、しかしこうはあるけれども、当時その資料に基づいて違うのだということはまた次の問題でして・・・。
- ： 別の問題ですね。

- ： 議論すべき。しかも、それは議事録に載りますからね。
- ： ちょっとよろしいですか。
- ◎： はい、■■委員どうぞ。
- ： おっしゃるとおりだと思います。だから、これはこの議事録の承認が終了した後、直ちにこのことについては協議させていただくと。もう一つ、議事録の中で確かこの前のこの委員会では何か具体的な数字がどこかへあったような気がするのですが。
- ◎： 数字？
- ： その数字、金額とか数字とかというものが抜けているのですが、何となく頭の中に数字が残っているのです。
- ◎： あれは■■委員が個人等含めた農業者の実態という発言をされたところですね。
- ： そうですね。
- ◎： 何ページになりますかな。
- ： 30ページですね、■■さんが・・・。
- ◎： 30ですか？
- ： あれが発言された内容については・・・。
- ◎： そうですね、30ページの上3分の1ぐらいの黒の四角のところには数字が入るべきところが入ってないところがありますね。■■委員、これは■■委員の発言ですね、この箇所は。
- ： はい。
- ◎： はい、この数字が抜けていることに関してはどのように考えて・・・。
- ： 何で抜いてあるのかなという疑問です。
- ◎： 何で抜いているのかなという質問として受ければ、事務所、当局の方から答弁を求めます。それでよろしいですか。
- ： よろしいですか。
- ◎： はい、どうぞ。
- ： 議事録に関しまして、発言者に関しましては記号で表させていただいております。あと、個人情報的なもの、個人情報に関しましてはこういう形で、黒で塗り潰させていただいておりますので、先ほど委員さんのこちらに関しましては固定資産税の関係のご発言をされておりましたので、個人情報ということで、黒で消させていただいております。これは議事録の方、インターネット上にも公開させていただきますし、情報公開室のインターネットの方にも掲示させていただくこととなりますので、個人情報の観点から今回黒で塗り潰させていただいております。
- ◎： 今の市の当局の答弁は、いかにも保護の観点で消してるという発言に聞こえたのですが、ご本人が数字を言っていて、丁寧にその数字は、農業者等の実態を代表した数字、

発言ということになりますと、果たして消していいのかどうかという問題になるのですが、審議委員の皆さんどうお考えでしょうか。発言を求めたいと思います。

○： よろしい？

◎： はい、どうぞ。

○： 実際の、要は実態を知るという意味で、まず区画整理に関わる世話をされている審議委員ももちろん、その方々、実態を知ること、それによってどれだけの弊害を被っているかと、被害を被っているかということなんかの把握を当然市の方としては、それから実際に携わっている方、それから市のトップに至ってもこれ知っておかないといけないことだと思うのです。その個人情報云々ということがありましたけども、私は詭弁だと思います。なぜなら、発言者の名前が書いてないのだから、誰のかわからないでしょう、議事録。だから、それを個人情報だから云々ということとは詭弁に等しいと、こう感じるのですが、いかがでございましょう。まあもしかして本人に載せてもよろしいかという、確認を取ってみられた事実があるのかないのか、ということですね。それは、私は言い逃れの詭弁である、あくまでもこの辺もさっき■■■さんが言われた隠すと、不利なことは隠すと、本当にその窮地に立っている人方を救済するという意思がないという表れのように見えるのですね。不信感が募るということだと思いますので、これはやっぱりきちっと記載をされていったほうがいいのではないかと。その事実をちゃんと認識をするということも必要なのではないかと、こう思いますが、いかがでしょう、以上です。

◎： ほかの委員さんは今の発言に対して発言はいかがでしょうか。

○： よろしいですか。

◎： はい、どうぞ。

○： 確かに■■■委員のおっしゃるようにここは■■■委員のだというのはこの本文を読めばすぐわかりますけれども、要するに1反当たりどれくらいとか、かなり経済的な内容に関する記載ですよ。ですから、多分私が担当であってもここは塗り潰すと思うのですよ。個人情報、要するに自分の収入に絡むことですから。ただ問題はこの発言された方が表に出したい、公表したいということで出されたのかもしれないから、事務所のサイドからご本人に発表してよろしいでしょうかということを知るべきだったのではないかと思いますよ。ご本人がオープンにして構いませんよということであれば、ここは数字を載せて公表する。実際、原本にはこれは載っているはずですから、原本には記載されているはずなのです、丸とかなんとかではなくて個人名も含めて。ですが、一般的に公開するのは構わないかどうかというのを知るべきだったということではないかと思うんですよ。

○： それでいいですよ。

- ： だから、以後、そういうことを気をつけて議事録の作成をしていただきたいと思いますと思うのですが。
- ◎： 確かに今の発言も、区画整理に伴う良いこと悪いこと、これらも含めて全ての情報をみんなが網羅共有した上での結論が・・・。
- ： 結構対象になる人が多いんです。
- ◎： ということでよね、対象になる人が多い。
- ： ■■委員がおっしゃったように書いてあげたほうが非常に判断するにはいい材料になると思いますよ、個人情報みたいになりますので。
- ◎： もともとこの区域というのは建物等が少なく区画整理もしやすいというような地区として選ばれたという経緯がありましたね。そうすると、当然こういった農業関係の経費だとかいろんな税金だとかというようなものを回答する地権者代表者というのは相当多いと、他の地区より多いという事実はあるのですね。
- ： 最初の進行しない理由いうのも全部関連して。
- ◎： 関連してきますね。ですから、可能な範囲内で本人の意思等を確認した上で、その事実等であるならば、それは最大限議事録等にオリジナルに沿って記載して欲しいという議事録の表記に対する意見だということによろしいですかね。
- ： 15年も20年も経ってこの状況であるということが非常に異常なので、もう少し具体的に詰めていくというか、そういうこと含めてやらないと多分堂々めぐりで、同じことの繰り返しだとずうっと感じていまして、このままじゃ本当にここが潤うとか・・・。
- ： よろしいですか。
- ◎： はい、■■委員どうぞ。
- ： もう一件、これに関する事なのですけども、なぜここに数字をきちっと明確に今、■■さんですかね、言われたかということについては、これが公のものであるということ。ということは、それをやろうとする市の幹部、これが見られて大所高所からの正しく、やっぱりいかに地域住民が悲惨な状態であるとか、そういうことを判断して、それでなおかつ物事を決めていったという一つの一里塚になりますので、そのときの要は幹部とかそういう方々がそれでも無視してやったという立証になりますので、その辺のことも明記をしていただきたい、そのように思うのです。だから、事実は事実として明記をして物事を進めていく。その時に、市の幹部の方は私は見てなかったということは通らないわけですからじっくり見ていただいて、この事実についてどう感じるかということ踏まえた上でその区画整理というものの進め方を考えていただけたらよりこの区画整理がうまく進むのではないかというふうな気持ちもしますので、その辺のことも添えて幹部の方に明記をした上で、ここをよく読んでくださいというようなことをご伝達をいただければと思うのですけれど、その意味で数字を入れてくださいと言いまし

たので、これはどうしても入れて欲しいと思います。

- ： よろしいですか？
- ◎： はい、どうぞ。
- ： 数字ですが、私は農業について素人なので、標準的な数字があるのか無いのか、■■委員のおっしゃった数字が標準的なことであるのか、■■さん独特の数字なのか、その辺もあろうかと思しますので、その辺のご検討も含めて報じるかしないかのご判断をすべきではないかと私は思います。
- ◎： ■■委員どうぞ。
- ： 過程については、固定資産税については自分のこの地域の方へも聞きまして、私の固定資産税、これを1反当たりにして直したものがこれです、この地域は。
- ： 申告書は来てないのですね。
- ： はい、そうです。それと、肥料がいくら、これも今、「農業を考える会」というのが倉敷市の中に起こっていますので、その中でいろいろ百何名おられるのですが、会に。その中で、資料を出し合った中のものを私が言っていますので、これは適切ではないかなど、私だけのものではないと思います、金額ですけど。
- ◎： いわゆる皆さんの実態をとられた上でのその数字を実際に報告させていただいたと、実態を知らしめたということですね。
- ： それで、私もこれは今まで固定資産税の問題、いろいろな問題を市に投げかけてきました。しかしながら、もう一度、再度上の方に認識していただき、こういった状態が起きていると。だから、早くいい区画整理ができれば、解決していかねばと思うような、それで発言をさせていただきました。
- ◎： ということは、■■委員として、数字はこのまま公表して欲しいという意味ですね。
- ： いや、公表するしないではなくて、市の職員の方が本当に身を持ってこれを感じてくださいということを私は言いたいのです、困っていると。ですからどっちでもいいのです。もう公表してもしなくてもいいのですが、ほかの方が公表した方が効果が大きいのではないかとわれればそれでも構いません。
- ： 会長、一言よろしいですか。
- ◎： ■■委員どうぞ。
- ： 実は、前回の審議会、私も数字を入れたことを発言したのです。ですが、個人情報として消されないような言い方でしてあるのです。ですから、■■委員も最初に一般的にはというのでされていれば消されなかったのだと思うのです。ですから、私達も数字を出したいときは、これ公開する意思を持って発言するときにはそういう気をつけていうことの上に、さらに開発事務所の方から公表してよろしいでしょうかと言われれば正しいことになるのではないかと思うのですよ。ですから、■■委員のおっしゃるのはよく

わかりますので、これはどうされるのか、それは■■委員とご相談の上、訂正文を出すなりされたほうがよろしいかと思えます。

- ： ちょっと待ってください。僕はなぜ数字が入ってないのですかと、公開にしてくださいと議長、僕は申し上げたのです。公開ができない理由があるのならそこは是正するなりして、それは公開するかしないかということの答弁をいただきたいのです。私の申し上げたことを横にねじ曲げないようにしてください。
- ◎： では、発言者の趣旨を受けて区画事務所の方、倉敷市側の答弁を求めます。
- ： よろしいですか。
- ◎： はい、どうぞ。
- ： 先ほども申し上げましたが、この数字の件については個人的な観点から事務局の判断としてさせていただきました。これにつきまして、本来なら■■委員という名前が出ておりますが、■■委員に確認をして、消すなら消す、公開するなら公開するという判断をすればよかったですけれども、今回は事務局の方で、こちらの方で判断して勝手に消させていただいたということで申し訳なかったと思っております。今後につきましては、そういう数字等につきましては委員の方々にご確認をした上で消すのか公開するのか、そこら辺の判断を仰いで今後議事録を作成していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。
- ： それでいいのではないですか。
- ◎： ちなみに今回のこの件についての結論を出す必要があるのではないですか。
- ： 数字を入れてくださいと言っているのです。
- ： 今回の件につきまして、■■委員のほうが開示ということであれば、公開という形で数字を入れさせていただきます。
- ： ちょっとよろしいか。
- ◎： はい、どうぞ。
- ： そういったことが問題になっているのですけれども、先ほども言いました市の幹部の方々はどうこれを感じているのかなあ、私の言ったことについて。これがちょっと聞きたいのですが、それは別として、どう認識されているのか。簡単にこれは言っただけだ、放っておけというような気持ちを持っているのか、真剣に取り組んでいかなければ駄目だという気持ちを持っておられるのか。それは先ほどのことからちょっと筋が違うのですけれども、私はそれが今日聞きたいのです、はっきり聞きたいと思えます。どうお思いでしょうか、認識しているのかしていないのか。
- ◎： それでは、市、■■局長。
- ： はい、■■委員さんからのご質問にお答えさせていただきます。先ほどから話が出ておりますように、今回のこの議事録には金額が入っておりません。それは、事務局の判

断でということだったのですが、これに■■委員さんが金額を入れるか入れないかということで、これから訂正させていただくか、このままでいくかということになってこようかと思いますが、このことに関しましては私も以前お米をつくっておりました。その中で、こういうことについては非常に厳しい問題だと認識しております。今後につきましては、このような状態が長く続くのではなく、一日も早く皆さん方に希望を問うたような形で事業を進めていければと思っておりますので、よろしく申し上げます。

- ◎： ■■委員、先ほどの局長の答弁で了解できますでしょうか。
- ： それは通常の答弁ではなかろうかと思うのですが。とにかく固定資産税の問題にして、これは極力まだ区画整理、まだ今お話しになっているのなら、来年度に向けても安く少しは協力するという形を局長さん持っていただかないと。合わないものを、収入が無いものを払っていくというようになっていきます。ここをもう少し努力するというような形を、利用できないものを利用していただくのなら、土地をいくらでもお支払いします。利用できないものを、収入ももう限られているものが、何がどう差し引き、大赤字というのであれば、少し下げてください判断も考えていただけないでしょうかというのが私は望みなのです、はっきり言って。
- ： はい。
- ： 余談ですが、いいですか。
- ◎： どっちにしましょうか。
- ： どうぞ、どうぞ。
- ◎： はい、■■委員。
- ： さっきの話で、実際今このエリアは建築制限をされて家が建てられない、改築できない。この間、南海トラフ地震のときに、うちのあのボロ家の方を立て替えていいのか、区画室と相談をしたのです、それは建築指導課ですが。結局、万が一被害が起きたとき、家が建てられない、直そうと思ってもまあ診断はできるかなあと思って、もう要するに公職系なのです、縦割りなのです、行政も、その辺が気になる。今の固定資産税もある、それは資産税課です。やっぱりこの問題というのはその地域に住んでいる人が全てなのです、倉敷、我々も、文化もあり、歴史もあり、コミュニケーションもあり。その辺まで思いを、やっぱり関連する行政への連絡、耐震診断の予算がもう切れるのですよ、岡山市は切れて。万一、今何も行動が実施できない。そのぐらいちょっと気になって、■■さんも固定資産税言われていましたけど、これ資産税課です、地価に関してはどういうようなことは感じられましたね。すいません、余談に近かったです。
- ◎： 今までの発言からすると、要するに実態を正しく認識した上での市当局、上層部等の判断するところでは、それを慮って対応して欲しいという発言でした。
- ： はい。

- ◎： では、続きまして。
- ： すいません、先ほどの■■委員さんの方から固定資産税の話が出ました。このことに関しては、先ほど■■委員さんの方も言われましたようにこれは建設局で、ではこうしましょう、ああしましょうという答えがちよっとこの場では出せません。今後におきまして、役所の中の仕事なのですが、以前にもこの話は出てきたと認識しております、私も。そのときも資産税部局の方から説明があったようにお聞きしております。ただ、また今の時期になってここまで再度戻ってくるということは非常に難しいと私は認識しております。努力すればできること、努力してもできないこと、いろいろあると思いますが、建設局の私の判断では今の段階では非常に難しいのではないかなというふうに思っております。
- ： これは私は特別ではないかと思うのです。網をかけているから、何もできないから私は言っているのです。普通なら、区画整理で網をかけて、何もできない状態ですから、利用できない。それなのにとるというのはおかしいのではないかと、そういう資産税課の問題でしょうが、私は特にそう思うのです。農家の方、それぞれみんなこんな地域の方はこう思っておられます、確かにこれおかしいのではないかと。そういったことも少し上のほうへ、資産税課ともお話をさせていただきたいというのが今日の私の発言です。
- ◎： はい、■■委員どうぞ。
- ： 今、議論の対象はこの議事録がどうだこうだという話でございますが、今までいろんな意見が出てきていまして、これは相当前の平成17年ぐらいの当時の議事録を読んでもいろんな案件が出ています。それが、ほとんど解決されないまま今に来ております。ここに先ほど■■委員が言われた固定資産の話とか、それから古市さんの時代のやらやらないとか、いろんな問題がこういう住民との対話の中で出てきているのですが、それが全然解決されないまま今も来ていると。このこと自体が非常に問題でございまして、最初に話が出たとおりこの案件、区画整理が進んでない一つの大きな理由だと思えます。そういうことで、今まで住民対話等が出た問題、それを今まで市はどういうふうにして解決してきたか。その結果をいつの時点で住民に話をしたか。それで、その住民はその解決案で了承したかどうかというようなことが、今までこの案件が始まってからの事実確認をしないとこれは絶対に進まないと思うのですね。それは今回のこの議事録自体の話ではないですが、最初に■■委員が言ったように、動議で今までのやったことのそれぞれの事実確認をちゃんとやって、その結果がどうであったか。結果がペンディングになっているものについては何でペンディングになっているかというのを一つ一つ検証していく必要があると思えます。
- ： はい、委員長。
- ◎： はい。

●： この件に関してこの議事録の話からちょっと内容がずれてしまいますけれど、解決ができてない、できている、その都度いろんな条件で権利者の方から要望が出ております。その都度、市はそれに対して答弁、回答をしてないということはありません。常に回答させていただいております。ただ、それが権利者の意思に沿った回答であるか回答でないかというのは別の話です。その都度回答はさせていただいております。ただ、権利者の方からそれが意に沿った回答ではないというふうに判断されている案件も多々あると思います。

○： いいですか。

◎： はい、どうぞ。

○： 今回の件でございますが、実際に前の議事録を読みますと、早く言えばその当事者が意見を言ったことに対して意に沿わない検討結果が出てきて、それでは解決していませんよということも多分にはあると思います。一方では、それがずっと継続しているかどうかというのはちょっと問題なのですが、平成17年当時のこの議事録を見てもいろんな問題が出ていて、依然としてそこに述べられたことと同じような疑問を、少なくとも私は審議委員として読ませていただいたときに依然としてその問題がちゃんと市からの説明がないとかペンディングになっている、同じような疑問を抱いているわけです。ということは、やはり一つ一つの問題に対してこうでしたよという住民との対話の場で市が論理的にその対策を、今まで検討した結果はこうですよというお話をされてなかった結果ではないかなと、これは推定ですけど、と思っております。そういう意味で、いろんな問題が出たものを今の時点でもいいですから、この10年弱の間にその問題提起されたことに対してどういうふうに対処してきたか、その結果をどういうふうに住民に伝えたか、そして住民がどのような反応、イエスと言ったのか、ノーと言ったのかというふうなことを明らかにしていただければ、今までのこの案件が進展してない理由の一つになるのではないかなと思っております。意見です。

○： すみません、よろしい。

◎： はい、■■委員どうぞ。

○： 僕の意見に対しての回答というか、物事が前へ進めない気がするので、再度しつこいようですが、申し上げますけど、この議事録に残すということはどういうことなのかと云ったら、後の時代にその人間を制裁してくれるわけです、そのときに判断したことを。その事実をここへ残していつているわけです。ということは、都合の悪いこと、それから後で修正、訂正がきかないようなこと、それから後でその任を問われること、そういうことについて省いているという行為をしては駄目だと思うのですね。もう一つ言いますが、なぜそのことを入れてくださいということをおっしゃっているかと言いますと、皆さん方区画整理という仕事に携わってやっとなられる方は、大きな金で何百億と

か、小さい金は何千円まで判断をされて、例えば金に例えますとそういう判断をされてから進められていると思うのです。でも、個人の給料がそれによって例えば2割5分減るといふことはあり得ないわけですね。そういう仕事なのです、仕事なのです。この地権者については私生活なのです、これ。個人の資産なのです。だから、仕事上で判断することが個人の生活を脅かすというようなことになるわけですね。また、プラスになることもあるかも知れません。だから、そういうことは非常に人間味のある、血と肉があるのでやっぱり仕事の進め方をしてもらわなければならない。その血と肉になる仕事の進め方について、それぞれの業務でそれぞれの任に当たってやられるから、また精いっぱいやられていると思うのですが、それを決めるとか、前へ進めるとか、そういうことの判断をされるのは市の幹部だと思うのです。幹部の人がその数字を見てどう思うか。長いこと、先ほど言いましたけども、塩漬けの状態にして犠牲を強いている。これをどう市の幹部が判断をするかということの一つは大きなポイントなのですね。これでもって判断ができない市の幹部はいらっしゃらないと思いますので、どう判断をされるかということ在地権者の皆さん方はやっぱりじっと見ているわけです。この区画整理委員さん、要は協力していいものかどうなのか、個人の資産を持っていかれる。やっている人は個人の資産が減ることはない、給料も減ることはない。そんな中でさっきも言ったように血と肉のあるやっぱり行政をやってくれるか、そこを見ているというのがやっぱりこれが、信頼関係が構築されるかされないかということなのです。ですから、いずれにしても被害を被るわけですから、その辺のことをよく知っていただくために数字は絶対入れていただきたいと。実態を一つ、これだけではないですよ、いっぱい実態はありますので。その実態をきちっと踏まえた上で良識ある判断をしていただきたいな、良識ある進め方をしていただきたいなと、こう思うのです。だから、私は数字に拘るのです。以上です。

◎： 今の■■委員の再度の行政に対しての不信・・・。

○： ちょっとよろしい。

◎： はい。

○： 言い忘れたことが一つだけあります。私も投票をいただいてここへ出てきています。だから、その方々にずっとその都度意見を聞きます。その方が入れてくれたかどうかはわかりませんが、意見を聞きます。そんな中で一番不信感があるのはそういうことなのです。やっている人間の生活は困らないと。こっちは生活に困ることをどんどん辛抱させていると、何とかならないのかと。仕方ない、そこまで言うなら何とかしようかという気持ちにさせないのかというのが本音です。だから、その辺のことの根本もここにあると思うのです。だから、良識の判断を、要は選挙で出ている、選挙に出てみんなの意見を聞いてそうなのだと、私の意見ではないですよ。そのようにご理解をいただきました。

いと思います。以上です。

○： もう一ついいですか。

◎： はい、■■■委員。

○： ■■■委員の意見の続きなのですが、企業であれば基本的に会社の幹部というのは、これが遵法しているか、コンプライアンスというのが最近是非常に言われています。そういう意味からいけば、今回の固定資産がどうかという話では、法的に非常に不合理なことを住民に押しつけているというように考えざるを得ません。その中で、市の幹部は先ほど■■■委員も言いましたが、物事を判断する上で、一つはちゃんとそれがコンプライアンスに合っているかどうかというのは非常に大きなマネジメントのファクターだと思います。それができてないということは、市の幹部が、法的にこれが妥当かどうかというのを常に日常の業務の中で判断すべきことをやってないということは、業務怠慢だと思います。ということで、本来普通に考えてというか、法に合ってこれが妥当と思うのであれば建設局は建設局、それから財務局は財務局ですか、縦割りでなくお互いの局長が話をしてこうすればいいのではないかと。それに対して、財務局が稟議を上げるかどうか知りませんが、こういうふうにやれば法に遵守した住民本位の生活ができるというふうな話になるのではないかなど。ですから、各局のトップの人はそれぞれの局がちゃんと仕事をするのも彼の任務でしょうが、一方では法に遵守したその業務がされているかどうかというのを判断するのも大きな役目だと思います。以上です。

○： はい、よろしいですか。

◎： はい、■■■委員。

○： 意見としてですが、■■■委員のおっしゃることもなるほどよくわかるのですよ。特に、私ども審議委員としての権限と責任ということで考えると、今後の予定として仮換地の指定ですね、極めて重要な問題になるわけですよ。そのためには、■■■委員のおっしゃるように過去のいきさつ、いろんな住民集会等で出た意見に対して答えが正確に出されていない、解決されていないという問題が多々あるように思うということですから、さかのぼってそれに対して施行者側はかなり努力されたとは思いますが、私どもにはそれが伝わってこない。したがって、最初から個々の問題についてどう対応し、どういう結論を出したかということをお聞かせいただいて、それで整理した上で私どもはそれぞれの委員としての責任を果たすべきではないかと思うのです。という意味では、市のほうに過去の問題点についておっしゃったようにどう対応し、解決しようとしてどういう結果になったかと、要するに、問題点を提案者が意にそぐわないかもしれませんが、回答だけしましたというのでは、私ども回答にはなっていないと思うのですよ。どういふ意見が対立して、どうしてもそれができないということを聞かない限り一方的な判断ではないかということになるかと思うので、17回的时候ですか、■■■委員が何時間

時間をかけてもいいのではないかというお話がありましたように、その辺もしっかりともう一度、本来は前回、今回で過去の経過の中でそういうお話が聞けるかと思ったのですが、ほとんど聞けませんでしたので、その点を改めてお話を聞かせていただくということにしてはいかがでしょうか。

- ： 審議会の中でそういう説明をされるのなら私は異議がありません。
- ： だから、部分的には非公開でということをしてないといけないかもしれませんが、そういうことも考えてすべきではないかと。そうしないと、中途半端なままで私どもも次の段階へ進まないといけない。それではやっぱり困ると思うのですよ。
- ： 異議なしです。
- ： はい。
- ◎： はい、どうぞ。
- ： この件に関しまして、いろいろ皆さんから貴重なご意見が出ております。だけど、審議会という枠で絞ってみると、皆さんのご意見ごもっともですが、それは審議会以外の場で市当局と熱心にやられたらいいと思うのですよ、僕は。いいと思いますが、審議会の場で議論をすべき限度というのがあると思いますので、我々の権限と責任の範囲内、それをやっぱり守らないと、私は守るべきだと思っております。以上です。
- ： 前に■■委員から審議会なんていうのは決定機関ではないよと、法律的には無知なのですが、やっぱり諮問委員くらいの立場です。ただ、国会なんかですと諮問委員でもしそれ否決されたら廃案なのです。それぐらい重要な、要するに地権者、生活者の権利をいかに守るかという、もちろん認識があって、それぐらい重要な審議会の議題に決められたことしか審議できないのですよという問題、問題じゃないんですよ。■■委員ここにいらっしゃるので、やっぱり地権者の権利をいかに守って、我々の生活がこれから平和にね、ということだと思います。
- ： よろしい？
- ◎： はい、どうぞ。■■委員どうぞ。
- ： 先ほど言われたこれに関する事だと、次にそのことに討議しようという話ですから、とにかくこれを我々はダッチロールしないで、この辺をどうするかということを経験しよう。
- ： 例えば、例えばですね。
- ◎： そうなると、とにかくこの議事録の内容というのを今、やっているのですが、その表現的な表記の問題及びその内容に対する過去の歴史、経過等からくる判断、希望、要請といったものがあつたということでしたので、一応議事録の内容、この内容については以上でよろしいというように思われますでしょうか。次の段階に移りたいということでもよろしいでしょうか。

- ： 数字を入れるのですか。
- ◎： 数字のことについては・・・。
- ： ある程度、言葉尻をつかむようだけれど、以上でと言ったらどこからどこまでかがはっきりしないので、ここで議論になった数字を入れてほしい、私は無条件で数字を入れるのは反対なのです。ただ、本件は■■委員が自分から入れていいと言われてるわけですから、一般的に全て数字を入れるのが正しいかどうかについては議論がありますが、■■委員が入れてもいいと言われるのなら、具体的に議事録に関連してはです、そういう付帯意見と言ったらおかしいけれども、こういう発言があったというある程度絞って、意見をつけて承認ということになるので、今までの意見と言ったらここからここまで固定資産税の話があったり、何やかんやあるので、ある程度争いが無いというか、絞っての付帯意見をつけることによる承認というようにすべきではなかろうかと思えます。その点はあれでしょう、もう反対の人はいないのではないかな。
- ： 数字を入れればね、我々審議してもね、我々審議していることが、当然誰が見ているんな判断をされる要因になる、これ原本になるわけですね。その原本を正しくしましょうと、判断できるような原本にしましょうと、我々はそういう話しをしているわけですからそれを途中で消したら駄目です、という話です。
- ： それは一概に全部が数字を載す、例えば私が発言して、私はそういうことは言わないと思うけれども、私の発言について数字を載せてもらわないと困ると仮に私が言った場合、事務局はそれでも数字は載せないと思うのです。ですけれども、本件の場合には■■委員が載せてもらっていいと言われるのですから、これは余り議論にはならないのではないかと思う。
- ： いや、後で議決をされるからね。
- ： うん？
- ： 先ほど、中でも私と事務局との話の中でというお話、どうするかということと言われていたと思うのです。だから、事務局の方が■■さんどうするのですかと聞いてくだされたら、私が入れてくれとか、もうよろしいとか、それは言います。それでいいのではないかと思うのです。
- ： 今日その議論は、ある程度議事録に関する付帯意見になるのかどうか絞って議論しましょう、ほかにあればまた別です。だから、固定資産税の問題などは議事録とは直接関係ないと思うので、議事録とはですよ、関係ないと思うので、会長そう私は思いますが。今、議事録の承認かどうかでしょう。
- ： はい、そうです。
- ： ちょっとよろしいか、いいですか。■■委員さんは言われている固定資産税は問題ではないというようなことをされると。

- ： 問題ではない、議事録に関しての。
- ： これは思うけど、私はそれならもう解除してください、そしたら、もう自由に使わせてもらいますから。これが問題だから、困っているのです。
- ： いやいや、議事録を承認するかどうかについて。
- ◎： 今は、この審議会での議事録の形式及びその内容というか背景についての話にまず時間を使ったのですけれども、とにかく正確な事実としての数字等出てきた場合には、よほど隠さないといけないもの以外は表記するというので、それを市側も了解して、今回のこの消している部分を表記するというので理解してもらってよろしいですか。
- ： それなら。
- ◎： いわゆる文書的には差しかえで済む話ではないかと思うのですけれども。
- ： 差しかえしたら議論が残らないので、別に・・・。
- ◎： 別に1枚。
- ： 差し替えしてしまったら、議論残らないでしょ。
- ： それは後でしたらいいのでしょうか。
- ： そういう議論が一切なかったことになるのでね。
- ◎： と、いうことは今日の議事録の中にそれが・・・。
- ： そうそう。
- ◎： と、いうことでよろしいですかね。
- ： でないと、これを差しかえたら全然議論が残らない。
- ： そのプロセスで、何か次に入れればいいのではないですかね。
- ： そうですね。
- ◎： そのことに関して、ちょっと市当局から手が挙がっておりますので。
- ： すいません。今、30ページですかね、区域のどこ、区域間当たりの××万円とか収入が■万円とかの数字について議論されていますが、今までお聞きして一応議事録のことに関しましては市の方が勝手な判断というか、申しわけありませんけれども、個人情報ということで判断をさせていただいたのがまた逆効果といいますか、間違っていたような件がありますので、今後につきましてはこういったことに関して発言された本人さんとの内容確認というようなことで記載すべきか否かを確認とって対応させていただきたいと思います。それと、今回のその記載を訂正か否かということにつきましては、一応これはこれとして順番というか話が報告事項というような中で18回審議会の内容についてというのがまだ内容を言ってないままなのですけど、ちょっとそこは置いといたとしても一応今回の19回の審議会の中で出たということで19回の審議会の中で前回の、今日であれば18回審議会の審議内容というか、審議会の結果報告というような中でページ30ページの何行目のどこどこについてこれこれしかじかこういう訂正をす

るといったようなことを今回の19回の議事録の中で掲載させていただいたらと思いますので。

- ： それでいいんのではないですか。差しかえはまずいと思います。
- ： 以上です。
- ： ちょっとよろしいか。
- ◎： はい。
- ： 先ほど、所長のお答えですけれど、29、30についてはやりかえた後で市がこうい  
ったことに間違っただけを言ったことについての謝りも無し、はっきり言って。言った  
者がはっきり謝って、ここで、それも無しでただやりかえる、そんなことで済むので  
すか、言ったことが。
- ： しかし、それは。
- ： そこをやりかえるというのだけれど。
- ◎： 次の段階での話しでいいかと思うのですけれども、今はあくまで議事録の表記及びそ  
の内容、背景についての話を、少し時間をとってやったということでご了解いただけれ  
ばと思います。
- ： 会長、老婆心ながらよろしいですか。
- ◎： はい、どうぞ。
- ： 私、■■委員がこの数字をみずから公表してもいいというのは非常に勇気のあること  
だと感心しているのです。といいますのは、収穫がこれ大体稲ですから、どれだけ田ん  
ぼを持っているか出るのですよ。固定資産税の数字も出ている。これは、倉敷市は非常  
に高いのかとか、そういう話になるのですよ。これはホームページへ載りますから日本  
中にみんなに行き渡る。日本のほかの地域からもその固定資産税はどうなのかというこ  
とが必ず出てくるはずなのです。そこまで決意をしてオープンにするならいいと思う  
のです。そういう意味では原本に残るということと、今議論で多分市の幹部の方もよく  
おわかりになると思うので、私は余りオープンにすべきではないのではないかなと思う  
のは、老婆心ながらですが、思うのですが。だから、あとはもう■■委員がそれでもや  
っぱり出しますということであれば。
- ： それ組織としてもおやりになっているのです。
- ： うん？
- ： 農協やら、組織としておやりになって、それも結構出ていますからね。
- ◎： それでは、一応1番の審議会議事録の内容についてというのはこれで終了とさせても  
らってよろしいでしょうか。

[発言なし]

- ◎： では、引き続きましてこの関連することを含めまして次の段階へ移りたいと思いま

す。実は、(2)番の今後の予定ということが書かれてはいるのですが、冒頭お話ししましたようにNo.31の区画整理だより等で現在の状況についてとったりしたことがまだ済んでないのにこのような方向で、予定というのが入っていたりするという矛盾があったりもしますので、(2)番というのはちょっと後に回しまして、1番と2番との間での発言等がありましたら委員さんをお願いしたいと思います。

それでは、第1の動議が冒頭出ましたけれども、引き続きそれ以降議事録以外のことについて発言をお願いします。はい、では■■委員どうぞ。

- ： では、もう一点させてもらいます。倉敷市が主体となって定期的に審議委員会を開くように是非やってほしいということを動議として出させていただきます。
- ： 緊急動議ですね。
- ： はい。
- ： 審議会を毎月。
- ： 毎月1回。
- ◎： 2番目の動議ということですね。今の発言、倉敷市としておおむね1ヶ月を目途とした定期的な審議会を開いて欲しいということですね、開くことというのですかね。
- ： そうです。
- ◎： 今のことに対して関連する発言がありましたら。
- ： 今言われた趣旨が、私なりに考えたのですけれど、一番冒頭に出てきた、先ほど前回の議事録の要は記録の内容と異なる回答を審議委員会のこの席上で市の職員がしたということについて動議が出たと。それと関連して、過去に審議委員会とかいろんなことで諮るべきこと、それから諮ったこと、それから決定事項、それをずっと過去やってこられたことの中にそのようなことがあるのではないかなあというふうなことは不信感があると、不信感が発生したと、この間の答弁によってね。そういうことで、多分■■さんが言われたのは定期的にということは過去のことについて■■さんが言われた別の場所で、別の場所でそういうことを審議、勉強会をすればいいと言われたのですけれど、それでは公の議事録に残らないということになりますので、多分1ヶ月に一回ぐらい審議委員会をやって、その中で過去に起きてきた、その審議された内容について説明をいただいて、それがどういう事実のもとに、どういう背景のもとにそれがどのように決められたのかということの一つ一つこれ検証して教えていただきたい。何遍も言いますが、やっぱりここにおられる地権者の方はそのことについて不信感を持っておられるので、それを払拭するという意味で、それを今回ここへおられる方皆、選挙で出てきたわけですから、この選挙投票いただいた方にその報告もできるので、そういう検証を定期的に1ヶ月に一回やっていただくと。それでもって、その中でスタートからずっと決定事項、それから審議事項で決定に至った道程とかそういうものを審議委員会で審議を

もう一度、検証という審議をさせていただければ。そうすれば、より市民の理解を得やすいという行為になると思いますので、そういう意味でしょ。

- ：　そうです。
- ：　そういう動議だと思いますので、やっぱり定期的に審議会を月1やると、議題がないということはありませんので、過去で決まったことをずっと説明をしていただいて、過程を話していただくわけですから、そのことでやっていただければ、やってくださいという動機なのではないかと、私はそう思うのですけど。
- ：　やっぱり議事録としてちゃんと残る形でやらなければいけないと。
- ◎：　わかりました。それでは■■委員の動議に対して■■委員からの背景説明等わかりました。そのことを踏まえまして、ではその動議を議題として上げるかどうかの採択をしたいと思います。
- ：　ちょっと議論しないのですか。
- ◎：　えっ。
- ：　議論を、今の動議についての議論、賛否。
- ◎：　今の賛否。
- ：　それは議論したらいい、動議として。
- ◎：　わかりました、わかりました。
- ：　そういう意味です。
- ◎：　セコンドの前に。
- ：　いやいや、今、動議として成立する賛否をとられるのなら会長が言われるその形でいい。それで、動議として成立したらいきなり採決ではなしにそれについて賛否の議論をする。だから、今、会長が言われた動議に2名以上ですか、について諮っておられるのなら予定どおりいければいい。
- ◎：　そのつもりなのですが。
- ：　いいです。
- ◎：　はい。ですから、動議を、いわゆる議題としてとりあげるかどうかということでのセコンドの方の挙手をお願いしたいと思います。

〔賛成者挙手〕

- ◎：　6名ということですので、今日の審議、私を抜くと8名の中の同意ということで議題として取り上げることに決定いたします。では、引き続きましてそのことの議題とした中でのその内容等についての審議をお願いしたいと思います。では、それに対する発言をお願いします。はい、■■委員。
- ：　前回及び今回いろいろお聞きして非常に市に対する不信感を持っておられる方がおられるなあという感じは受けています。ただ、前提として考えなければいけないのは、恐

らくここで決まったことを市長は完全に無視はされないと思うのですが、月に1回開催して欲しいという動議が仮に決まったとしても招集権者は市長なので、我々審議委員ではないわけです。その場合に、具体的に前回も私は提案しましたが、審議会に諮問する事項について審議するのが審議会なので、広く解釈すれば過去のいきさつも今後、今後ですよ、今後諮問する事項と関係がある、もう過去の諮問する事項は全て議定、議決はできているわけで、今後諮問する事項、何か今後諮問する事項は何年か先だということの前々回説明があったように私はメモしているのですが、今後諮問する事項について関連があるということで審議会を招集されるということなら意味があるのかなど。ただ、過去の区画整理のやり方がよかったか悪かったかということを経験的に議論する形では、土地区画整理法に基づく区画整理審議会の議決としてどうかというふうに思います。結論的にはこじつけかもわかりませんが、今後市長が諮問する事項について関連があるという形でないとも毎月1回にしろ、二月に一回にしろ、審議会を開くという動議としては適切ではないというのが私の意見です。

○： よろしい。

◎： はい、■■■委員。

○： この間、立ち話の中で私もそうだなと思ったのですが、要は、区画整理を市民の血税をなるべく少なくしてスムーズに、市民から理解と協力を得られるような体制をつかっていくと、そうすることがまず第1ステップではないですかという、頭にそのことがありますので、これは区画整理に対して市長が云々ということで、それで市長がそれはだめだという決断は下されないと思います。これは市長の頭の中わかりませんが、要は行政がやろうとしていることについて市民が参加して、審議、要は地権者が参加して、そのことでちゃんと理解をしてそれなら協力してやろうとか、お互い一致団結してやろうではないかというムード、雰囲気をつかっていく、要は素地をね、我々がそういう話を聞かせていただいて、それぞれの方に波及していくという、これは高邁な考えから多分言われていると私は思いますので、そのことを理解した上で市長が月に一回その審議会を開催するしないは、これは市長の能力の問題ですから、これはいいと思うのです。その能力について市長がそう判断しているというふうにとればいいと、こう思いますので、あくまでも区画整理をスムーズに市民が喜んで、地権者がちゃんと納得をして、犠牲も極力少なくして、倉敷市の大きな赤字の中でのこの市民の血税をうまく使うという前提のもとにこれは出している話ですから、それはもう市の幹部で判断をされればいいのです。これはもうあくまでもそれですから。

○： 今、■■■委員が言われたのも多少は間違っていることを言ってるみたいです。ただ、くどいようですが、あくまでも過去の問題について明らかにするのは今後市長が諮問するであろう、何年か先で諮問する、その諮問のために必要だということでないで決議自

体が、ただ抽象的に1ヶ月に1回という決議だけでは弱いというふうなことを申し上げたのです。それはまたあれでしょ、何年か先に諮問するのも過去の住民合意、それがどれだけできているかということも考えながら諮問されると思うので、私は別に■■委員と意見が食い違っているとは思わないのです。

○： それは思いますね。

○： ただ、月に一回というのはどうなのかなあ。抽象的に、例えばこれは事務所から言えないか。事務所の所長は言われないと思うけれども、やっぱりそれぞれの仕事を持ちながら、我々が単に月に一回集まりましょう、賛成ですということが言えるのか、やはり弾力的に考えて議論すべきではない、決議すべきではないかなという感じは持ちます。

◎： はい、どうぞ。

○： 最重要ポイントだと思うのですね、これ。区画整理事業を進めるに当たって、その事業に携わる職員の方のこれは市民との信頼関係を構築するという点については最重要ポイントだと思います。だから、それをどのようにとられるかというのは、これはもうやられる側の判断ですから、それはお好きにいただいて結構です。3ヶ月に一回しかできないとかそんなものできるかと言われてたら、それはもうそれだけの見地とか、それだけの重さしかないということですから、これはもうそれで仕方がないです。だから、1ヶ月に一回ということはあくまでそれぐらいのペースでいかないと過去にあったことできないでしょうと。で、難しいことではないと思うのですよ。こうこうこういう話でこうなっただけでこう決まりました。それについてこういうのが残りましたとか、それだけの話ですから、そう難しい話ではないはずですよ。そんなほじくり返して言われたら困るとか、そんなもの審議をもう一回やれとか言われたら困るということが沢山あるなら別ですよ、やってきたことに。ないのであればもうすうっととっととっと思ってしまうので、早目に我々も過去5年間やられた審議会のみなさんとか質問、実際に施行される側と同じ見地に立ちたいというふうに思っていますので、そういう意味でやっぱりやっていただけたら、早急に。以上です。

○： いいですか、そのことに関して。

◎： どうぞ■■委員。

○： 実際は、せんだって県の審議会等に関して聞いてみますとね、ほとんどもう市長の専権事項、ほとんど国の予算を8割、JR使ってやるわけですよ。と、ご当地の開発にとっては非常にやりやすい、ありがたいです。そういうことを考えると、市長の判断でできることは物すごく多いと思うのですよ。そういう意味ではやっぱり市長がリーダーシップをとってどんどんやれば前へ進むこといっぱいあると思うのですが、本当に市長に現場の声が伝わっているかどうかというのをいつも不安がある、一番いいのは仮換地なんか我々に一切関係なし、話し合い合意もなし一方的に地図の上に線を引かれて

ある、ああいうところからずっと不信感が募ってきているわけですね。確かに近所なんかの狭小宅地の方なんかは早くしてくれという人が随分多いのです。我々右側の立場としては、ジレンマを持ってまして、市長にもっとリーダーシップとってもらってできるのに、なぜここを進めないのか。それは行政ですから、組合なんかいろいろあるのでしょうけど、行政がやっている難しさはあるのでしょうかけれど、やっぱり長期的な何かをやってどんどん課題解決をしてほしいという漠とした話なのです。それをお願いしたいです。

○： もうこれはあれでしょう、前回もあれですよ、所長か局長が言われたように定例議会年4回はあるわけです。そうすると、局長、所長が向こうへ行って議長がだめだと言ったら叱られるので、そういうようないろいろな市自体の計画もあると思うので、1回に絶対反対というのではないのだけれども、原則として1回とか弾力性を持って決めていただく必要があるのではなかろうかというふうに思います。1回が絶対だめということは言ってないのですよ。ただ、やっぱり弾力的に考えると、これは市長の熱意とかいう問題ではないと思います。

○： 熱心にしておられるので、事業は。

○： えっ。

○： すごい熱意ではないですか、次は、市長のまちづくりの。まああの人も計画はあるのでしょうけど、今非常に大きな目玉になっていますよ、選挙でね。

◎： そうしますと、■■委員の言われました2番目の動議の表現と意思を少し。

○： 少し。

◎： 試案ができあがると、できるかとは思いますが。

○： 原則的にです、それは。

◎： そうすると、倉敷市として、原則として定期的な審議会を開くことでよろしいですかね。

○： (月1回程度)、括弧して。

◎： (月1回程度)ですか。

○： それと、前回40件ほど解決してない人の・・・。

◎： 調整の問題ですね。

○： 調整、課題になるのは具体的にこういう個人情報にもなりますけど、その説明だったはずですよ、この議事録は。今日何もありませんけど。

○： いやいや、まだ行けないのです、そこまで。

◎： そこまで行ってないでしょ、今日は。

○： そこまで行けないのですわ。

○： その前にね。

- ◎： ですから、今の2番の議題はそのような形での表現にしたいと思います。
- ： 進めるための。
- ◎： 当然、これ1番の関連、動議1の関連にしてはいこうと思うのですが。
- ： ええ。
- ◎： では、特にないようでしたらこの2番の動議、倉敷市として・・・。
- ： よろしいですか。
- ◎： はい、では■■委員どうぞ。
- ： 私、審議会というのは原則としては付議された事項を審議するのが基本ですから、例えば前任の審議会で見解書に対することなどは月に何度も開いているわけですね。ですから、それに対応して開催するというのは原則だと思うのですよ。月に何度とか、そういうのを決めるべきではないと。また、議事録の対応も、今回も見直すのにかなり時間がかかっていますよね。そういうことからいって、それは適宜開催するというのは本来の審議会の規約か何かにあるのだと思うのですよ。それを超えてわざわざ定期的にとかいう必要はないのではないかと思うのですよ。現実には前任の審議会でも十何年かな、21年から2年半ほど開かれてないということあるわけですね。それは開けば開けるのだけれども、ほかの、前回聞きましたとおりほかのいろんな何とか対策協議会というのに対応したからできなかったと、そういうケースもあるわけですね。ですから、当然もし開いてればあのときも会長がおっしゃったようにその申し入れの内容も公開しろというのは公開できないとかいう話ありましたが、ではなかったかな。
- ◎： いや、それはなかった。
- ： いや、公開するようお願いしたけれども、結果としてはされてない。
- ◎： されてない。
- ： だから、そういう例えば月に2回といたら私は強硬にそれ何度も何度も動議として出しますよ。そういうことよりは、適宜開催というのでよろしいのではないかと思うのです。あとは、審議会というのは、当然議事録等はオープンになりますから、それがまずいというケースは先ほどの■■委員がおっしゃったようなケースの場合は、それは別に勉強会、何か市のほうも勉強会開きたいとかいうのはあるそうなので、その辺は私もそれがオープンにすべき内容と考えるか、勉強会として私自身の知識を増やすということで結構ですと言うかは、それは具体的にそういう問題を開催しても、説明のために市側が開催してもよろしいというときに決めればいいのではないかと思うのですよ。私はそう思うのですが。
- ： はい。
- ◎： はい、■■委員どうぞ。
- ： 今の意見ですが、一つは議事録に残って、これがみんなの、倉敷の市民から誰でもが

アクセスして見られるということでございますので、関心がある人たちはこのサイトにアクセスするわけですね。それで、そういう意味で例えば今、何でこの案件が進んでないのかというふうな疑問を持った方が、このサイトにアクセスすれば全て大体今までの状況がわかるというふうなことは、やっぱり逆に言って市からの市民へのサービスということ、情報の提供ということでは非常に有用ではないかなと思うのです。一方、これをどこかの勉強会でやりますよということになると、それはやっぱりそれをディスクローズするか、その中の勉強会はこの審議委員の中だけでするかということ、情報が外に流れない可能性もあると。そういう面からいけば、やはり当然その審議会という名のもとに時間を費やして審議をやっているわけですから、それはやっぱりこういう状況で今やっているのですよというのが市民一般の方にこの情報は流れたほうが良いような気がするのです。そうであれば、ここの審議会ですらそういうことも今までずっと、今まで10年も20年もこれ何で進まなかったのかというふうなことについて、一般の市民の方もやはり疑問を持っている方もたくさんおられると思う。例えばやっているのは全部その市の血税でございますから、70億投資しても全然アウトプットが出てないよというのが、これも10年も20年にもなればこれは当然利息だけでもすごい金のロスですから、そういう意味からいって今までの内容をみんな今の審議会の内容が全部ディスクローズされれば、あつということ一般の市民の方も納得してもらえると。または、例えばそれはやり方がおかしいからおまえら早くやれとか、いろんな意見が出るかもわからない。ということで、少なくともそういう今までの経緯を踏まえたものが第三者に公平に今日こっちへ流れてということからいけば、僕はこの審議会の場で今までの案件も全部検討して、その結果を報告してもらえればと私は思っています。

- ： ■■委員の意見はなるほどと思うのですが、過去のいろんな住民集会等での発言、これは当然個人の方が発言されているわけですから、そういう問題についてどう対応したかということになりますと、当然市のほうもそういう方と個別に交渉されたりというケースがいろいろあるかと思うのです。
- ： それはそうですね。
- ： そうすると、どうしても個人情報に絡む問題になるので、そうすると審議会ですらみんな全面黒ベタで、そういうようなことになるのでは問題なのではないかと。例えば勉強会で確かにおっしゃるように公表はしない、情報公開にならないというのはその後の審議会でも提案して確認することで公開にできる内容は公開できるのではないかと。それをどう運用するかだけだと思うのですよね。その辺は難しい問題がいろいろ出てくると思います。
- ◎： なかなか判断に困る。
- ： 個人情報に至るとこまでの会話というのは、多分この審議会に出されているのかな

と、出されてないと思うのです。もし出されていても、それはちゃんと守秘義務をちゃんと宣誓しているわけですから、その辺は良識ある人ですからそうでないと。何が問題になるかといったら最初平均減歩が25から何でこうなってとか、こうなったから、こうなったからとか、これでこういうことになってきたとか、そんな話を知っている人恐らくもう2割いないですよ。だから、そんなことを程度はどうあれ市もどれだけ努力を市もしているのか、住民もどれだけの要求があったのか、それがどれだけ否決をされてきているのか、それは絶対公開すべきですよ。■■さんが言われたように時系列でちゃんとそれを調べて公開していくと。そのための要は勉強会ですから、それを審議会で多くやっていったらどうですか。だから、そのようなことについて前回の審議会でどんなふうに検証されてどんなふうにやられたのですかと言ったら、今までやってないでしょう、こういうご発言が■■さんからありましたとか。それをやっぱり、大変失礼な言い方ですけど、公のそこから選ばれたという私達の重圧があるのには、それではいけないわけですね。それはいけないわけです。ちゃんとみなさんに分かるように、皆さんに理解していただけるように説明できるような自分たちとしてもやはり物を知っておかないといけないと思いますので、過去の経過をやっぱり教えていただくということですから、個人情報までいなくてよろしいが。そう思うのですけどね。以上です。

- ◎： はい。
- ： 僕もそれ思いますので、勉強会という会でね、近いところで話を聞きたいというのがありますね。審議会だけではなくてね。
- ： それは勉強会でもいいという意見・・・。
- ： いや、だから、だけでいいというより。
- ： 審議会でやるんでしょ。
- ： どっち。
- ： 審議会で全部したら、非公開で。
- ： いやいや、公開、公開。
- ◎： とりあえず公開の場。
- ： 公開と言っているのに。
- ◎： 関係者の皆さん、行政を含めて地権者等のその代表者含めて、いわゆる動議1で区画整理が進まない要因とは何かというようなことを具体的に明らかにしていこうという線が出ました。次に、それを保障するための具体的な行動としての審議会の開催というのが2番目の動議だと思います。ですから、それは議事録というような形で、いわゆる歴史の検証の材料などの記録として皆それを直していこうということなので、何ら不都合はないかとは思いますが、そういった背景の今議論が2番目の動議としてされたら、こう思います。

- ： 資料はね、たくさんいただいているのですが、非常にわかりにくいのです。
- ◎： ですから、最終的には、例えば万人によって再確認等すればいいのではないかと思うのですけれども。
- ： いいですか。
- ◎： はい、■■■委員。
- ： お言葉を返すのではないのですが、ここに座っておられる方はほとんどご存じない方だと思うのです。過去の経過を、次々かわってられるから。その方たちもちゃんとした、要は歴史認識をしていただくということと、それからなぜ決められたかということをもっと知っておられる生き字引の方がおられるのであったらそのことをちゃんと教えてもらうとか、そういうことをするのが一つあって、その審議会と地域住民とのやっぱり信頼関係をこうやって構築していくという行為というのを、これはやっぱり投票で選ばれた審議会の人間の役目だと思うのですよ。
- ： それはそうだと思いますわ。
- ： はい。
- ： 諮問委員会といえば先生おっしゃるまま決められるし、だからやっぱり住民の生活形態なり権利をいかに守って良いまちづくりをするかということなので、そういう意味では。
- ： それで、その中でどういうことを正していったらいいのかな、どういうことをもっと公にして市民の理解を得たらいいのかなあということの中の一つとして、先ほど話がありましたなぜそれが、そういうことが起きたのかというかな、例えば前市長がこう言ったと議事録に残っているのに、現職員がそれは言っていないと言い切った、この公の場で。それは、何だといったら知らないからですわ。だから、そのことを職員さんのためにも、我々それは市民のためにもそういうちゃんとした話に、ベクトルになるようなちゃんとした正しい知識が頭へ入るように場所を決めて、審議会として要はこれが一番区画整理のためになると思ってここへ来ているのですから、これは市から、市はやっている中においてこれが抜けていると思うわけですから、それをやられることによって区画整理が進むというように思うので、それは是非やっていただきたい。それだけのある種発言がなくなると思うのです、ああいう失態のね。だから、それをやっぱり無いようにしてあげるのが私達の役目ではないかなと思うのですけど。
- ◎： はい、■■■委員。
- ： 本来、これだけの大きな事業をやるのですから、やはりそれなりの前提、いろいろつくった前提等も含めてやはり事実確認というのは非常に重要なわけがございます。その事実確認が曖昧なもとに、例えば市が言ったことは全てしろよという前提で進んでいたら今みたいに一般の地権者の方には非常に不信感につながっていると思うのです。です

から、誰が見てもこれは公平ですよという事実確認を実際にステップずつにやっていけば、今までの不信感がこんな状態でもう来るところまで来てどうにもならないというふうな状況に陥らなかったはずです。そのプロセスが抜けているから今回最初から事実確認を順次やりましょうというふうな位置づけではないかなと思います。

- ◎： 私も確かにそのように思います。■■委員が言われたいわゆる我々第2期の審議会の委員というのは、実は第1期の審議会の委員と違いまして、審議会として1期は成立しましたけれども、選挙で選ばれているというか、その重みというのはまた1期以上の実は重圧となってその方向判断には責任を持たざるを得ない。まして、地権者等に対する説明責任もついて回る、それ以上だということだと思います。ちなみに一つ数字のことを言って申しわけないのですが、実は今回の第2期の審議会の選挙結果というのは数字で公に出ております、3月18日ですね。いわゆる全ての共同名義人として含めました票の数が182の中で、投票数が107票、さらに今ここに当選されておられる方の全ての得票数、選挙の対象者の中から得票数が90ということで、落選された方の票が17票、合計がですね。ちなみに107に対する、今ここに在籍されておられます方の90票というのは、構成比率は84.1%を超えておりますというほどの負託を受けているということですので、やはりその点はきちんと皆さんの声が代弁していけるように、市との調整等が必要であったり、誤解その他含めて説明不明等があったりする、当然開示はしないともう前には進めないという現実があります。以上、ご披露しておきます。それを踏まえて、では今の2番目の動議については動議1を補完する手段としての定期的な審議会開催ということをそろそろ採決に持っていきたいのですが、よろしいでしょうか。

[発言なし]

- ◎： 一応、では皆さん同意いただきましたので、そのように動議を採択するという方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

- ◎： 5名ということになりますので、8分の5ということで動議は成立ということにさせていただきます。では、引き続きまして時間はあと10分強、15分弱あるのですが、その間にほかの関連する発言等がありましたらお願いしたいと思います。

○： はい、よろしいでしょうか。

◎： はい、■■委員どうぞ。

- ： 今日の、今後の予定についてということが2番目にありますが、報告事項の中で、私、この前にちょっと市側にお尋ねしたい、私、審議会委員としてまだはっきりわからないのですが、この区画整理いうものは高架のための区画整理か、高架と切り離れた区画整理かということが、私は市側から聞きたいのです。それで、高架のための区画整理

であれば、これは、私は切り離して考えていただきたいと思うのですが、高架の犠牲にはこの区画整理はなりたくないということなのです、どうなのでしょう。市側として区画整理は高架と関連した区画整理ですか先ほど言ったように、どうなのでしょう。切り離れた区画整理ですか。これから入っていかないと私はちょっとどうもはっきり聞いておきたいのですが、どうでしょうか。

- ◎： ちょっと今の意外に難しい質問ですね。
- ： 我々が聞いているのは、高架とセットということ。
- ◎： 一式、今まで説明を受けてきたりしたこと。
- ： それはですね、そう言われる方もおられるけれど、最初の始まりは、区画整理は高架とは関係ありませんと言ってきました。それから、今ごろになってくっつけた話をするし、市長が県へ行っての話、今ごろ地元にしろというのでこういう話が出てくる。どちらで市はどう主体を置いてやっているのか、これを少し、区画整理を主に置いてやってくれているのか、それとも高架と関連して区画整理をやっているのか、これをはっきり。私達は、先ほども言いましたように高架のための区画整理ならやめてほしいと私はもうはっきり言いたいのです、私、審議会の中で。
- ◎： はい、倉敷市■■■。
- ： 高架と区画整理の関係でございますけれども、そもそも平成3年6月にクラボウの工場がありましたけれども、事業転換が契機となりまして、倉敷駅周辺市街地の整備のあり方についていろいろと検討することになりまして、その後クラボウの工場跡地にチボリがあつたりしながら、そういった中で倉敷駅周辺南北市街地の一体化を**含めた**将来的な都市基盤整備のあり方について、計画を作っていくことになりました。それが、平成3年か4年ぐらいでございます。それで、範囲といいますのはそちらに模型自体がありますけれども、都市計画道路の三田五軒屋海岸通線、それから南は国道429号に囲まれました250ヘクタールの中でいろいろ国、県、市、有識者の方、それでJRの方も入りましていろいろそういった方で構成されました委員会を設置しまして、倉敷地区都市拠点総合整備事業計画というものをつくりました。そして、これにつきましては議会、建設委員会でありますとか特別委員会にも諮りまして、その後、平成5年6月に広報くらしきでもこれは皆さん方へ公表しております。その中でいろいろ周辺の土地利用計画でありますとか道路計画、そういったものを検討していきまして、もう少しその北には道路が、都市計画道路といいますのは一本北からずっと見ますとできていますけれども、浜の茶屋交差点1本だけしかありませんでしたけれども、西につきましては全然道路がない道路計画でありますとか、そういったものを計画いたしました。そして、そういった道路計画につきましては面的に整備できます区画整理事業ということでそういったことを整備していこうということは既に方針を固めました。そして、道路につま

しては鉄道と交差しておりますので、その道路、鉄道との高架につきましては単独立体交差と申しますか、アンダーでいきますとかオーバーの方法ありますけれども、それについては一挙に鉄道を上げて道路を平面でいくという方法を選択したわけです。ですから、そういった安全・安心のまちづくりのためにはその区画整理をやりまして、道路との交差の手法につきましてはそれぞれをアンダーもしくはオーバーでやるのではなくて、鉄道を一度に上げて道路を平面で通すということに決定し、基づいて区画整理も当時第1地区なのですが計画実現もしたし、第二区画整理でございます。鉄道高架と区画整理の関係はそういう関係でございます。

○： いやいや、それはもう私の発言は、結局区画整理地域内のこの地域の方からどうなるのか、よその同じ高架になってよそは買い上げ、土地は。これは、うちのほうは減歩で売り出すと、道路になる。そういった買ってやるということをしきりに皆さん言われるのです。やるのならもうちょっと延ばして区画整理をどっと広げて、同じ条件に持っていった中でやるのが本当ではないかと思うのですけれど、区画整理をもっと広げて。こっちは減歩の中で生み出して土地を出せと言う、向こうは買ってあげましょうと、減歩はありませんよ、こういった不公平さを持ってくるから皆さん地域内の方も今しきりに悩んでいるのです。それで、私が高架とどうということだと、先ほどもちょっとお話ししたようなことです。

◎： はい、■■■。

●： 先ほどの区画整理区域とそうではない地区との違いと申しますか、そういったことのご質問だったのですが、区画整理区域の中で先行的に買収していった土地がございますけれども、それは大きい都市計画道路でありますとかそういったもの、そしてこれから鉄道沿いの伯備線沿いに側道ができますけれども、そういったところに市が先行的に買収していったものが張り付きまして、皆様方から減歩させていただくものにつきましては中の生活道路を含めた、道路とか公園に関しまして減歩が充てられるということでございます。その結果的にその他の地区はこれから都市計画決定していきます側道なんかがございますけれども、そういった道路を買収して、その敷地の中に仮線を引いていくことになるのですけれども、結果的には直接、買収していくところと、先行的にかなりこの地区も買っておりますけど、そういったところ、先行的に買ったところが側道になりまして、そこへ仮線用地が張り付くということですので、ご理解いただきたいと思えます。

◎： はい、■■■委員。

○： 今いろんな意見出ているのですが、実は第1回の地区の説明会、平成7年、このときここにいらっしゃった方は何人いらっしゃいますか。多分、ゼロですね。私は平成7年おりましたから、第1回の説明会にはおりましたが、先ほど■■■委員がおっしゃったよ

うに当時は買い上げ方式でやるという、そういうようないきさつが随分流れたのですよ。私は、実は第1工区、クラブウ、JR、倉敷市3者の区画整理のたまたまタテカンというか、杭をみたところ、駅北の区画整理第1工区と。で、これは区画整理でやるのだなということを確認して、その最初のときに質問したのです。当時、局長さんなのかな、区画整理でやるのですかと言ったら、そのとき初めて、いや区画整理でやりたいと思うということが出たのです。実際、審議委員の中でもそういうことを知らない人いるのです。ということは、もっと周りの人は知らない。ですから、先ほどの■■委員のおっしゃったうちの1番、これについて私は賛成なのです。要するに、そういういきさつその他いろんな問題点が出て、当然施行者側としては要するに住みよいまちづくりだったかな、最初のスローガンが。ということで、努力をされたはずなのです。そういう意味では、こういう努力をしましたということで積極的にこうしましたということは当然施行者側のほうから説明されるのだろうという期待はしているのですけれども、そういうこともありますから、要するにこれからの仮換地、先ほどお話のように仮換地の指定という前にそれはもう一度クリアにして、私どもも頭を整理して、それでどうするかということをするべきではないかというふうに思うのですよ。もう先ほど動議が通りましたからあれですが、回数を制限するのは、私はいかなるものかとは思いますが、そういう意味では施行者側も積極的にその当時のいきさつなり、こういう努力をしたということとは是非私どもに聞かせていただきたいと思うのです。それが、やっぱりこれから先へ進むための絶対必要な条件ではないかと思うのですが。

◎： 市の回答は、必ずしも■■委員の発言に対して回答にはなっていないと思うのですけれども、やはりクラブウがもともと工場閉鎖と・・・。

○： 私が言っているのは、区画整理のための高架なのか、高架事業のための区画整理かどうかですかということ。そうですとか、それは違いますとか言ってくれたらそれで私は簡潔に済むと思うのですが。その経過、何年から何年、そんな難しいことを私は聞いてないです、はっきり言って。

◎： ■■委員がそう言われておりますが、市としてはどう、最後まとめますか。大体時間がほぼ12時になってきたのですが。

●： 申し訳ありません。今日、冒頭からいろいろお話が出ておりました前回の質問の内容と、それから前回の事実と異なる回答があったということで、平成17年9月3日と19日のこととございますけれども、いろいろと行き違いになっておるわけなのですが、9月3日のここで市長が来て対話集会を行ったときにつきましては、先ほど来ありましたように地元のほうの賛成がないとなかなか事業が前へ進むことができないし、市長がかわったときでもなかなかそういった事業を進めることはできないという議事録は確かにあるのですけれども、もう一つの12月19日、その次ですね。で行われた対話集会

におきましては、この間私ども職員が答弁いたしました最終的には市長もはっきり申し上げなかったということなのですから、最終的に今から一步も前へ進むことができませんねということをおっしゃられているのですが、それに対して市長は何も答えていないということになっております。ですから、その辺が回を重ねるごとにいろいろな行き違いがあつて、うちのほうの担当が申し上げたのはたまたま12月19日のことでありまして、それ以前につきましては先ほどこういったことを市長が言っていたというようなことをおっしゃるのでありますが、それも事実でございます、行き違いが生じているということでございます。その辺のところにつきましては、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

- ： ちょっと発言に誤りがあったことについてはおわび申し上げます。
- ： 会長、よろしいでしょうか。ちょっと発言させてください。
- ◎： はい、どうぞ。
- ： 私、先ほどから古市市長の発言の件で答弁させていただこうと思つていたのですが、私の上司のほうから先ほどちょっと説明があつたのですが、前回の審議会におきまして■■委員から唐突に平成17年の古市市長の時代の対話集の話が出ました。実際、対話集は数回行っておりました。その中で、唐突に質問されたものですから、先ほど副参事が言いましたように17年12月19日に市長は何も言わなかったということがすぐとっさに頭に浮かんだので、そう発言をさせていただいて、その後議事録等見ましたら17年9月3日には賛成がなかったらできませんと市長は言っております。これは私が唐突に言われて頭が混乱してそういう形になったということでおわび申し上げます。どうもすいませんでした。あまり意図は全然ありませんでした。どうもすいませんでした。
- ◎： どうぞ■■委員。
- ： すいません、分かるんです、言われていることも全部分かるんです。でも、先ほど私言いましたようにとにかく皆さん方は行政上の職務上でやられること、言われること、それが地権者にとっては全て一円からスタートする、自分の要は負担になるのですね、金銭的なことだけではなくいろんな意味でそういう負担とか非常に重たい重圧とか、そういうものを地権者は感じているわけです。その辺のことを配慮しながらやるということでは実際は済まないと思うのです。絶対そんなことはしないでください。地権者の気持ちを深く理解した上でやらないと、地権者が気持ちよく賛成してくれたらすぐできるわけですから、その辺を本当に気をつけてやっていただかないといけません。そういう皆さん方の深い、もう本当のもう深いところを考えると公の場で全ての過去の要は検証をしましょうという提案をしているわけです。それはやっぱり素直に受けていただいて、もう真摯にそのことについて向かっていっていただければ、同じことを言うにしても配慮のある

言葉が出てくると思うのです、知っていれば。知らないのなら配慮のない言葉をぼんぼんと決められた言葉が出てきますから、それはやっぱり地権者の心を逆なでするなり、余計意固地にしてしまうと思いますので、その点は本当に気をつけていただきたい。それからもう一つは、公の職でやっておられるのですから間違っていましたではすまないのです。訂正をしますということでは済まないことになっている訳です。相手に対して損害を与えるようなことがこれからもあるわけですから、その辺も非常に慎重にやっていただきたいと思います。

◎： はい、どうぞ。

●： それからもう一点、申しわけありませんが、先ほど■■委員が言われておりましたJRの連立の関係なのですが、それと区画整理事業のことについての関連性についてですが、昨年7月15日の新聞に載っていたかと思うのです。それ以後、たびたび報道関係でも出されていると思うのですけれども、県の方、高架の方といたしましては、区画整理事業の進捗状況を見ながら判断するということになっておりますので、そこから先踏み込んだお話しは今、ちょっとするのは難しい状況ではあるのですけれども、そういったところははっきり新聞に掲載しておりますので、ご理解賜りたいと思います。

◎： 明快な市当局からの答弁があれば、■■さんももっと納得されるのだろうと思うのですけれども、いわゆる発言の背景には今回、いわゆる住民、地権者、関係者については、区画整理の関係者についてはもう一番最初の計画のけの字が出たところから今まで全てが糸で結ばれた情報その他の中で判断をさせて逃げられない、だけど、市の当局者については転勤その他等があったりして連続性が確保されてなかったり、不誠実なところがでたりしても困るということからして、そもそもこの区画整理の発端からいえば、今までの経緯書類を前回示していただいたりしましたが、はっきり答えないと思うのですけれども、地権者は基本的にクラブウがやめた後、チボリ公園計画が来て、その経営をうまく成り立たせるために実はだしに使われたりして、区画整理や周辺道路整備等が現に行われてきたりして投資等がなされてきたと。いわゆる一番最初の区画整理の問題が起きたときに、我々のためによく区画整理ですと、皆さんのためになる区画整理ですと言っていたことが、途中で反故にされたり、無視されたりとかいう形で曖昧になってきたりしたというようなことが現にありました。ですから、そういった間での、市当局と関係者との間の不協和音等を取り除こうと。そうではないと、事業は進まないというのが今日の第1動議だったと思うのですが、それを保障するための審議会等を開いてほしいというのが第2動議に出されたということなのですね。ところが、その過程においてやはりいろんな陳情書その他が出て皆さんの意見書等で採択されたものはただの一件もないというような状況で、関係者は、我々は無視されているのではなかろうかと、道具に使われているのではなかろうかという懸念が現に昔以上に今渦巻い

てきているというのが今の段階での話として感じております。そうしたときに、やはりその問題を解決もしないままで前に進めれば、それこそもう最後の修羅場だということになっても困る。これがどうしても解決できないのであれば、計画そのものの再評価、再検討というのが行政のほうで5年毎というのが出されたりしております。そういったところまでに何とか前に行けるものならみんなでつくったまちづくりというようにしていければ一番いいかなとは思っておりますが。そうではない、どうしても解決の糸口がつかめないというのであれば、原点に戻ってこの計画自体の是非のところまで判断をしていく必要があるかなという背景でいろんな発言等があったりしたというように理解しております。総括的にはなるのですが、その辺を踏まえて、市側としては高度な住民のためになる行政判断等をなされることを希望したいと思います。そういう点でこの審議会が大いに選挙で選ばれた人たちが地域の住民を代表して発言をしたことが生きるようにしていきたいなど、こう思います。

〔拍手〕

## 5 閉 会

- ◎： ちょっと時間が過ぎたのですが、以上で今日の会長としての私の総括、方向及び懸念事項等としてお聞きいただければと思います。では、本日は、ちょっと時間10分ほど過ぎたのですが、今後皆さんがいい方向でいけるような形を、あらゆる情報の共有なり話し合いという場が引き続き提供されますように希望して、本日は審議会を終了とさせていただきます。傍聴者の皆さんも本日はご苦労さまでございました。ありがとうございました。
- ： ありがとうございます。長時間の審議ありがとうございました。傍聴に来られた皆さんは、お気をつけて出口からお帰りください。ありがとうございました。なお、審議会委員の皆さんには事務連絡等ございますので、いましばらく席でお待ちいただけたらと思います。

(誤) P.29 上から4行目から11行目

それから、私も農家の方で固定資産税が市の方へこの前から投げかけているのですが、1反当たり■■万近いのですが、稲をつくって、それよりも何かアパートにでも転換すれば何とかなるのですが、何もならない、もう稲を植えても大赤字です。■■万から固定資産税を払って、それから稲をつけても、収穫が■万円ほどです。肥料代が■万要るのです。もう何もかも大赤字で、早く何とか転換しないと、このまま引っ張られたのでは、皆それぞれ農家の方はみんなそう思っているのです。だけど、先ほどからくどいようですが、このぐらいが目途でやりたいと、それ以上はもうこれは打ち切ると、そのぐらいのことを考えていただきたいと思う。以上です。

(正)

それから、私も農家の方で固定資産税が市の方へこの前から投げかけているのですが、1反当たり20万近いのですが、稲をつくって、それよりも何かアパートにでも転換すれば何とかなるのですが、何もならない、もう稲を植えても大赤字です。20万から固定資産税を払って、それから稲をつけても、収穫が9万円ほどです。肥料代が6万要るのです。もう何もかも大赤字で、早く何とか転換しないと、このまま引っ張られたのでは、皆それぞれ農家の方はみんなそう思っているのです。だけど、先ほどからくどいようですが、このぐらいが目途でやりたいと、それ以上はもうこれは打ち切ると、そのぐらいのことを考えていただきたいと思う。以上です。

第 19 回

倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会  
議事録について

岡山県南広域都市計画事業倉敷駅周辺第二土地区画整理審議  
会会議規程第8条の規程により署名する。

平成24年10月10日

岡山県南広域都市計画事業

倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会

会 長 小野 質 

委 員 小野 年紀 

委 員 小野 大守司 